

お知らせ（薬）005
令和3年5月18日

医薬品マスターの改定について

下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

記

1. 令和3年5月18日付け厚生労働省告示第197号に基づく新規医薬品コードの設定（変更区分「3」：24コード）
なお、令和3年5月19日から適用のため、当該マスターの「変更年月日」欄を「20210519」に設定し収載しております。
2. 令和3年5月18日付け同第198号「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件」における薬価の改正
なお、改正後の薬価は令和3年8月1日から適用のため、当該医薬品に係るマスターの公表については、令和3年7月を予定しております。
3. 令和3年5月18日付け同第199号に基づく経過措置年月日の延長（変更区分「5」：1コード 「20210930」→「20220331」）